

函 福 監

令和 6 年(2024 年) 9 月 1 3 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

○指定居宅介護支援事業者の指定の一部効力停止について

(保健福祉部指導監査課)

指定居宅介護支援事業者の指定の一部効力停止について

合同会社L I F I X（リフィックス）が設置している「ケアプランセンター襷（たすき）」について、本市が令和5年4月27日に実施した監査の結果、次のとおり介護保険法第84条第1項第3号および第6号に該当する事実が認められたため、令和6年9月13日付けの通知により指定の一部効力を停止することとした。

1 指定の一部効力停止となる事業者等

- (1) 事業者名 合同会社 L I F I X
- (2) 代表者名 代表社員 稲垣 誠
- (3) 事業所名 ケアプランセンター襷
- (4) 事業所所在地 函館市日吉町4丁目3番15号
- (5) サービス種別 居宅介護支援
- (6) 指定年月日 令和3年12月1日

2 指定の一部効力の停止期間および内容

令和6年10月1日から令和6年12月31日までの3か月間、新規利用者の受入停止とする。

3 指定の一部効力停止の理由および根拠法令

(1) 運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号）

令和3年12月から令和5年1月までの間、利用者2名に対する居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たって、特段の事情がないにも関わらず、モニタリング結果を記録していなかった。

(2) 不正請求（介護保険法第84条第1項第6号）

令和3年12月から令和5年1月までの間、上記(1)の利用者2名について、モニタリング結果を記録していなかったにも関わらず、運営基準減算を適用することなく当該2名に係る居宅介護サービス計画費を不正に請求した。

4 指定の一部効力停止に至る経緯

令和5年 2月 7日	実地指導の実施
4月27日	監査の実施
6月29日 9月28日	行政手続法第13条の規定に基づき、不利益処分に係る聴聞を実施
令和6年 9月13日	処分通知
10月 1日 ～12月31日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3か月）

5 不正請求額の返還等について

不正に請求して受領した介護給付費を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。